

「地域振興策基本方針」 テーマ「環境と共生する町づくり」

1 策定の必要性

那珂川町では、平成2年に小口北沢地区において大量の産業廃棄物の不法投棄が発覚した。その適正処理方策については、紆余曲折を経て平成16年4月に最終処分場建設により解決を図ることを決定し、栃木県に対して不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場設置に係る要望書を提出した。これを受けて県は、同年5月に最終処分場建設の着手を表明し、県営による最終処分場の建設が正式にスタートした。

また、地球温暖化防止を目的とした京都議定書が発効し、資源循環システムの構築や新エネルギーの活用など、循環型社会形成に向けての新たな取り組みが、全国的に活発化してきており、環境問題に対する意識も高まってきている。

町では、若年層の減少や高齢化の急速な進展、地域経済の低迷による雇用の場の減少など、地域存立基盤の低下が現れてきており、行政の大きな課題となっている。

そこで、町においても、環境保全施設である県営最終処分場の受け入れを契機に、行政課題の解決に向けて、環境の視点に立った地域振興策、地域整備の在り方を検討する必要がある。

2 地域振興策の基本理念と展開の方針

(1) 基本理念

那珂川町の特長と課題、栃木県における循環型社会構築に向けた取り組みを踏まえて、環境共生型地域としての発展を目指して、最終処分場受け入れを契機とした『環境と共生する町づくり』を展開する。

テーマ 『環境と共生する町づくり』

『環境と共生する町づくり』は、以下の2つの分野から展開する。

循環型社会づくり

不法投棄物の汚染拡大を未然に防止するだけでなく、安全性の確保に十分配慮した全国のモデルとなる最終処分場の整備や資源循環サイクルの形成による住民参加型のリサイクル推進などにより、環境に厳格な地域、環境に優れた地域としてアピールし、栃木県の循環型社会形成を先導する地域となることを目指す。

『環境との共生』を軸とした地域資源の活用、振興

本来、那珂川町が誇る豊かな自然や環境を上記の循環型社会づくりに取り組むことにより、環境共生型地域として、より一層の付加価値を付けて活用を図る。

特に観光、農林業地域として、体験、参加、交流、情報発信型資源や農林業等の地場産業資源などを活用し、さらに地域活性化に向けて振興する。

(2) 地域振興策の展開方針

『環境と共生する町づくり』を展開していく際には、那珂川町が過疎・少子高齢化の進展による地域活力の低下から脱却し、将来に向けて持続的な発展を実現できる『地域振興の原動力』を確保・育成していくことが重要となる。単なる施設整備に止まらず、地域の活性化につながる運動を推進する必要がある。

住民参加型、町ぐるみの地域振興としての展開

循環型社会構築のためには、住民一人ひとりの意識改革と参画が求められ、町全体が『環境と共生する町づくり』のコンセプトを理解し、協働していくことが必要となる。

町には、農産物直売所や町の駅など、住民自らが取り組んで運営している組織も多く、不法投棄問題を契機とした環境や町づくりへの気運、関心の高まりを活かし、新たな組織化を含めて地域振興への原動力として育てる。

広域的なネットワークの構築と活用

循環型社会の形成、あるいは環境共生型の観光・農林業地域としての展開を行うには、那珂川町だけで全てをまかなうのではなく、周辺地域との連携・分担を図ることで、互いの特長を活かした、より充実した成果を得ることができる。

既存の那珂川連邦共和国を含めて、積極的に広域的なネットワークの構築と活用を図る。

3 地域振興策の方向性

基本理念の実現に向けて、次の4つの施策を柱として取り組んでいくものとする。

(1) 循環型社会形成のための地域整備

ア 全国モデルとなる安全性を確保した最終処分場による廃棄物の適正処理、資源循環サイクルの形成による住民参加型のリサイクル推進などにより、県内の循環型社会形成の先導的地域を目指す。

イ 住民自身が誇りを持って、町ぐるみで循環型社会の形成に取り組み、環境に厳格な町、環境への取り組みに優れた町として認められることを目指す。

(2) 地域資源活用、振興のための地域整備

ア 豊かな地域資源を『環境との共生』をテーマとして相互の連携を強化していくことで、地域の魅力を高めていく。そのために、町内の各施設を結ぶ道路ネットワークや機能面での連携強化のための整備を行う。

イ 既存の資源や産業、技術などを活用した新たな展開を図ると共に、町の良好な環境を活かした、新たな担い手への集積促進を進める。

(3) 最終処分場設置による影響を緩和するための地域整備

最終処分場設置により、住民生活や地域産業、自然環境への影響が懸念されているため、それらへの影響を極力、緩和、軽減していくことが必要不可欠である。

(4) 町外とのネットワーク形成のための地域整備

ア 循環型社会の形成、あるいは環境共生型の観光・農林業地域としての展開に向けて、既存のものも含めた広域的なネットワークの構築と活用を図る。

イ 周辺地域との連携・分担や交流の促進により、地域資源のより一層の活用を図り、町の活性化への相乗効果を期待する。

4 地域振興策の具体的施策

(1) 循環型社会形成のための地域整備

ア 廃棄物の適正処理

安全性を確保したモデル的最終処分場の設置、監視体制の整備及び不法投棄物の早期撤去を要請する。

不法投棄監視体制を強化し、住民による不法投棄防止のための監視活動を行う。

イ 循環型社会推進への環境教育と住民参画

住民による3R活動を促進する。

環境学習施設を整備し、環境教育の充実を図る。

住民が環境学習を行うための情報提供を充実する。

住民のごみ処理に対する意識高揚を図るため、ごみ処理のクリーンイメージ化を図る。

ウ 環境共生型の社会、生活づくり

環境関連計画を策定する。

クリーンエネルギーへの転換と利用の促進を図る。

環境への負荷の軽減を図る。

ISO14001等の取得を促進する。

(2) 地域資源活用、振興のための地域整備

ア 観光、宿泊等既存施設間のネットワークの強化

各施設の運営面での連携を強化する。

町内の回遊ネットワークを整備する。

イ 『環境との共生』を軸にした地域産業の振興、関連施設との連携

環境共生型産業として、安全、健康、本物志向などの消費者ニーズに応えた、高付加価値の農林水産業の振興を図る。

環境共生型地域をアピールするために、農林水産資源の活用を図る。

資源循環型システムを構築する。

『環境と共生する町づくり』の特徴を活かした資源循環型産業、研究機関等の誘致を行う。

ウ 環境教育、体験学習等を軸にした地域産業、関連施設との連携
環境教育、研修の場づくり

自然とのふれあい空間づくり

(3) 最終処分場設置による影響を緩和するための地域整備

ア 交通安全の対策

交通基盤を整備する。

案内、ガイドシステムの充実を図る。

イ 風評被害の防止

環境モニタリング調査結果を公表し、風評被害の発生を未然に防止する。

風評被害発生時の対応策を検討する。

ウ 環境の保全

里山環境の保全を行う。

河川環境の保全を行う。

(4) 町外とのネットワーク形成のための地域整備

ア ネットワークの強化

那須、塩原方面、茨城県方面とのアクセス道路の整備を促進する。

情報の受発信機能を整備する。

交通手段を整備する。

案内、ガイドシステムを充実する。

イ 広域での循環型社会形成の推進

広域連携による廃棄物処理及びリサイクルを推進する。

広域的な廃棄物処理及びリサイクルシステムの整備を促進する。

ウ 周辺施設との交流、連携の強化

広域観光推進活動を展開する。